

# 備前市人事行政の運営等の状況について

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の採用及び退職等の状況(H18.4.2～H19.4.1)

区分	採用	退職	計
一般行政職	0	18	18
技能労務職	0	3	3
福祉職	6	5	1
医師	3	3	0
医療技術職	5	4	1
看護・保健職	9	8	1
教育職	0	0	0
合計	23	41	18

### (2) 部門別職員数の状況

区 分 部 門	職 員 数 ( 人 )				対 前 年 増 減 数 ( 人 )				
	平16	平17	平18	平19	平16	平17	平18	平19	
一 般 行 政 部 門	議 会	9	7	6	6	△ 1	△ 2	△ 1	
	総 務	110	109	99	99	10	△ 1	△ 10	
	税 務	28	26	25	23		△ 2	△ 1	△ 2
	民 生	104	98	102	93	△ 1	△ 6	4	△ 9
	衛 生	58	61	62	60	△ 1	3	1	△ 2
	労 働	1	1	0	0	△ 1		△ 1	
	農 水	18	18	20	18	△ 2		2	△ 2
	商 工	10	11	9	7	△ 1	1	△ 2	△ 2
	土 木	24	27	25	25	△ 1	3	△ 2	
小 計	362	358	348	331	2	△ 4	△ 10	△ 17	
教 育	113	103	100	95	△ 7	△ 10	△ 3	△ 5	
普 通 会 計 計	475	461	448	426	△ 5	△ 14	△ 13	△ 22	
公 部 営 門 業 等	公 病 院	224	232	249	249	△ 10	8	17	
	水 道	30	28	27	24		△ 2	△ 1	△ 3
	下 水 道	19	18	18	15	△ 4	△ 1		△ 3
	そ の 他	26	23	19	29		△ 3	△ 4	10
	小 計	299	301	313	317	△ 14	2	12	4
合 計	774	762	761	743	△ 19	△ 12	△ 1	△ 18	

### (3) 定員適正化計画の目標

- ・全ての職員を対象に、行政部門、企業等部門別にそれぞれ削減に努めるものです。
- ・数値目標は、合併協議会における職員削減計画に基づき数値目標を設定しています。
- ・合併直後の平成17年4月1日の職員数762人を基準とし、9年間で77人(△10.1%)の削減により平成26年4月1日における職員数を685人以内とすることを数値目標としています。
- ・計画に対して実人員の状況は、平成19年4月1日現在で763人に対して743人(△20人)となっています。

#### 【年次別推進目標】

(単位：人、%)

区分	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	合計	増減率
退職予定者		△ 28	△ 5	△ 13	△ 18	△ 24	△ 31	△ 23	△ 24	△ 29	△ 195	
採用予定者		32	2	5	11	9	17	14	13	15	118	
職員数	762	766	763	755	748	733	719	710	699	685	△ 77	△ 10.1
行政部門	461	447	444	437	430	417	403	394	383	369	△ 92	△ 20.0
企業等部門	301	319	319	318	318	316	316	316	316	316	15	5.0
病院	232	251	251	251	251	251	251	251	251	251	19	8.2
水道	28	27	27	26	26	26	26	26	26	26	△ 2	△ 7.1
下水道	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	△ 1	△ 5.6
その他	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22	△ 1	△ 4.3

2. 職員の給与の状況

備前市の給与・定員管理等(平成19年9月公表)を参照ください。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分	H19.4.1廃止

職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況(平成19年4月1日現在)

職員の休暇は、市の条例・規則で定められています。

年次有給休暇

暦年に20日付与します。年の途中で採用された場合は、下記の表のとおりです。

発令する日の属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

一般職員の平均取得日数

平成18年中の平均取得日数	平成17年中の平均取得日数	平成16年中の平均取得日数
7.2日	6.6日	7.6日

病気休暇 病気休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
公務による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間
私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間

特別休暇 特別休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める日又は時間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	同上
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	同上
結婚の場合	職員が結婚するときは5日、1親等の親族が結婚するときは、2日、2親等の親族が結婚するときは、1日を超えない範囲内で市長の定める期間内におけるその都度必要と認める日又は時間
8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

事 由	期 間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の必要と認める時間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)
職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合	市長が定める期間内における2日を超えない範囲内で必要と認める日
小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	その都度必要と認める時間
生理日の就業が著しく困難な女子職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内において必要な日又は時間
職員の親族が死亡した場合	親族に応じた連続する日数の範囲内の期間
父母及び配偶者の法要の場合	1日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認める日又は時間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める日又は時間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める日又は時間
市行政の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	必要と認める日又は時間
地方公務員法第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合	その計画実施に伴い必要と認める日又は時間
その他任命権者が必要と認める場合	必要と認める日又は時間

介護休暇 介護休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

#### 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成18年度)

##### (1)分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
0	0	3	0	3

##### (2)懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
0	0	1	1	2

5. 職員の服務状況

職員に対して以下の通知を行い服務に関する意識の向上を図った。

通知・通達日	通 知 名
H18.4.3	職員の服務義務遵守及び綱紀の保持について(通達)
H18.4.3	市議会議員選挙における職員の服務規律の確保について(通達)
H18.5.1	時間外勤務の縮減について(通達)
H18.6.1	省エネルギー運動の徹底について(通知)
H18.6.14	職員の服務義務遵守及び綱紀の保持について(依命通達)
H18.12.6	年末年始における綱紀の保持について
H19.1.4	休憩時間廃止に伴う服務義務遵守について(通達)
H19.3.1	統一地方選挙における職員の服務規律の確保について(通達)

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

階層別研修(岡山市町村職員研修センター)

研 修 名	対 象 職 員	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
新規採用職員研修(前期)	新規採用職員	6	5	4/20.21.24~26
新規採用職員研修(後期)	新規採用職員	5	2	12/13.14
現任1部研修	採用3年目の職員	4	2	6/1.2 6.7
現任2部研修	採用5年目の職員	4	2	6/12.13 15.16
現任3部研修	採用7年目の職員	8	2	6/20.21 22.23 26.27
現任4部研修	採用10年目の職員	13	2	7/3.4 5.6
新任係長研修	新任係長級職員	17	2	7/24.25 26.27
新任課長補佐研修	新任課長補佐級職員	10	2	10/2.3 4.5
新任課長研修	新任課長級職員	5	2	10/19.20

専門・特別研修(岡山市町村職員研修センター)

研 修 名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
パソコン研修	11	-	-
パソコン研修(エクセル応用)	2	2	11/1.2 7.8
パソコン研修(エクセル活用)	2	2	11/13.14 16.17
パソコン研修(アクセス)	1	2	5/25.26
パソコン研修(パワーポイント)	3	2	5/15.16 18.19
パソコン研修(ネットワークとパソコントラブル解決)	3	2	11/27.28 29.30
法制執務初任者研修	4	3	5/15~17
法務実務(入門)研修	1	1	10/31
人事管理と人材育成研修	1	1	9/27
個人情報保護法の基本とその運用研修	4	1	8/28 29
民事事例研究(財務管理)研修	2	3	8/2~4
地方自治法・地方公務員法研修	2	2	8/8.9
接遇研修	16	1	8/24 25
職場のメンタルヘルス研修	4	1	9/19 20
徴税事務初任者研修	3	2	5/25.26
広報担当初任者研修	1	1	5/31
財務会計研修	10	2	7/10.11
税務(固定資産税・住民税)初任者研修	5	2	7/13.14
コミュニケーション能力向上研修	8	1	9/13 14
行政法(演習式)事例研究研修	3	3	9/6~8
指定管理者制度と市場化テスト研修	17	1	10/12
人権と行政研修	3	1	10/17
政策法務研修	1	2	11/15.16
図解化とプレゼンテーション研修	1	2	12/6.7
住民との協働を進めるためのファシリテーション研修	2	2	1/29.30
コーチング研修	4	1	2/15 16

市単独研修

研 修 名	対象職員	受講者数(人)	研修時間数	研修開催日
新規採用職員研修	新規採用職員	6	6hr	4/8
救急蘇生法講習	全職員	51	2hr × 2回	5/26.6/28
職場研修(OJT)の推進(研修センター-出前講座)	係長以上	145	2hr × 2回	8/23
職員人権問題研修	全職員	365	2hr × 2回	8/29.30
マナー研修	係長以上	83	4hr × 2回	10/3.4
勤務評定者研修	係長以上	191	7hr × 5回	11/16 ~ 20
組織変革推進者研修	課長以上	49	7hr × 2日 × 2回	1/27.28 2/3.4
セクシュアル・ハラスメント防止研修	全職員	311	1.5hr × 2回	1/26
コーチング研修	係長以上	76	7hr × 2回	2/6.7

専門技術研修(岡山県建設技術センター)

研 修 名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
道路事業研修	1	1	5/29
都市計画全般研修	1	1	6/20
土木事業全般と工事の計画と設計研修	1	3	6/21 ~ 23
CALSE / EC講座	2	1	6/26
工事測量研修	1	2	5/11.12
用地・前期第1次(初級)研修	1	4	5/15 ~ 5/18
森林土木(災害復旧)事業の概要研修	1	2	5/22.23
災害復旧事業(農地・農業用施設)設計積算研修	1	2	5/24.25
用地・前期第2次(初級)研修	2	4	6/5 ~ 6/8
請負契約実務研修	4	1	6/28
建設副産物対策研修	1	2	6/1.2

国内視察研修

研 修 目 的	視 察 先	視察者数(人)
幼保一元化に向けての先進地視察	愛媛県松山市 香川県高松市	4
保育形態と総合施設モデル事業の先進地視察	大阪府高槻市 和歌山県白浜町	4
住民サービス向上についての先進地視察	大阪府枚方市 兵庫県宝塚・加古川市	4

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

研 修 名	対象職員	受講者数(人)	研修日数(日)
専門実務研修過程「財務会計事務」	財政担当職員	1	8
戦略セミナー「人事行政の改革セミナー」	人事担当職員	1	2

(2) 勤務成績の評定の状況

実施時期	評 定 方 法
11月1日	・成績、能力、姿勢の14効果要素に基づき、評価の偏りを防ぐため、2段階評定による能力成績主義評定を行っています。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理及び疾病予防

職員の安全と健康確保を目的に労働安全衛生法に基づき健康診断を実施しています。

#### 健康診断等受診状況

受診項目	受診者数(延人数:人)
一般健康診断(一式)	416
心電図検査	361
血液検査(一式)	388
C型肝炎ウイルス検査	59
胃部間接撮影	45

この他にも職員の健康管理に関する専門的技術を必要とする相談業務を実施しています。(H17.10月から)

#### 福利厚生事業の状況

・勤務場所等により、岡山市町村職員共済組合、岡山市町村職員総合事務組合、公立学校共済組合、教職員互助組合に加入し、社会保障制度、福利厚生事業が組合を通じて行われていま

### (2) 公務災害の発生状況 (単位:件)

公務災害 発生件数(件)	通勤災害 発生件数(件)	合計(件)
11	2	13

### (3) 公平委員会の業務の状況

・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、備前市は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岡山県に委託しています。

#### 勤務条件に関する措置の要求状況

・該当なし

#### 不当利益処分に関する不服申立の状況

・該当なし